

## 美容師法の権限移譲（平成28年4月1日現在）

### ◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①美容師の業務停止処分	美容師に法律違反、伝染性疾患罹患等があった際、業務停止とすること。	美容師法（以下、単に「法」という。）第10条2項
②美容所の開設、変更、廃止届受理	美容所の開設、届出事項の変更、廃止の届出を受理すること。	法第11条
③美容所使用前の構造設備の確認検査	美容所の開設前に構造設備が基準に適合しているか検査を行うこと。	法第12条
④営業者の地位承継届受理	相続、合併又は分割により営業を承継した営業者の地位承継届を受理すること。	法第12条の2第2項
⑤立入検査	法に規定する衛生等措置の実施状況について自治体職員に立ち入りや検査をさせること。	法第14条第1項
⑥閉鎖命令	美容所や美容師に法違反があった際に美容所の閉鎖を命じること。	法第15条
⑦確認済証の交付	法第12条の規定により構造設備を確認した後、確認済証を交付すること。	美容師法施行細則第4条

### ◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年度	市町村	担当課（電話番号）
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
19	鹿角市	市民共動課(0186-30-0224)
〃	大館市	健康課(0186-42-9055)
〃	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111内229)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	小坂町	町民課(0186-29-3928)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111内131)
21	横手市	生活環境課(0182-35-2184)
22	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)
23	八峰町	総務課(0185-76-4601)
〃	仙北市	市民生活課(0187-43-3308)
〃	美郷町	住民生活課(0187-84-4903)
24	三種町	市民生活課(0185-85-4824)
25	男鹿市	生活環境課(0185-24-9114)
〃	潟上市	市民課(018-853-5370)

年 度	市 町 村	担 当 課 (電話番号)
2 7	藤 里 町	生活環境課(0185-79-2115)
2 8	湯 沢 市	くらしの相談課(0183-55-8072)

## ○美容師法の関係条文

### 移譲対象事務

#### ①関係

第 10 条 厚生労働大臣は、美容師が第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、美容師が第 7 条若しくは第 8 条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第 1 項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第 3 条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

1. 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

2. 第 6 条の規定に違反した者

3. 第 10 条第 3 項の規定による免許の取消処分を受けた者

第 7 条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

第 8 条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。

2. 皮ふに接する布片を客 1 人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客 1 人ごとに消毒すること。

3. その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

#### ②関係

第 11 条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第 12 条の 3 第 1 項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第 12 条の 3 美容師である従業者の数が常時 2 人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第 2 項の規定により管理美容師となることができる者で

あるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した議習会の課程を修了した者でなければならない。

### ③関係

第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

1. 常に清潔に保つこと。
2. 消毒設備を設けること。
3. 採光、照明及び換気を充分にすること。
4. その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

### ④関係

第12条の2 第11条第1項の届出をした美容所の開設者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### ⑤関係

第14条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

### ⑥関係

第15条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するためには相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

### ⑦関係

施行細則第4条 知事は、法第12条の規定により美容所の構造設備を確認したときは、確認済証を交付する。